

学校法人会計の特徴と企業会計の違い

◆ 学校法人会計の特徴

学校法人は、「学校教育法（昭和22年公布）」及び「私立学校法（昭和24年公布）」の定めるところにより、設立された法人であり、教育・研究活動の永続的な実施を目的としています。

国または、地方公共団体の補助金を受ける学校法人は、「私立学校振興助成法（昭和50年公布）」により、文部科学大臣の制定する、「学校法人会計基準（昭和46年公布）」に基づき資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等を作成し、所轄官庁へ報告することが義務付けられています。

◆ 学校法人会計と企業会計の違い

企業は収益の獲得を目的としていますが、学校法人では収入の多くを学生生徒等の納付金や国・地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い公益法人であり、利益の追求を目的としているのではなく、教育・研究活動の永続的な実施を目的としています。したがって、その活動状況を把握する会計処理及びこれを表示した計算書類には、下記の通り相違点があります。

	学校法人会計	企業会計
事業の目的	教育研究活動	利益追求のための経済活動
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則
主な計算書類	・ 資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表	・ キャッシュフロー計算書 ・ 損益計算書 ・ 貸借対照表
利益処分	なし	あり

◆ 計算書類の説明

[資金収支計算書]

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに、当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにしています。

[事業活動収支計算書]

当該会計年度の活動に対応する 事業活動収入及び事業活動支出の内容及び 基本金組入後の均衡の状態を明らかにしています。

[貸借対照表]

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにしています。